

名古屋市いじめ問題再調査委員会条例の制定について

名東区に所在する市立中学校の生徒の自死事案に関し、必要な事項を調査させるため、名古屋市いじめ問題再調査委員会条例を制定する必要がありますが、この条例の制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により教育委員会の意見を求められますので、下記のとおり提出します。

令和元年9月2日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

記

1 制定理由・内容

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第30条第2項の規定に基づき、名東区に所在する市立中学校の生徒の自死事案に関する事項について、市長の求めに応じて調査させるため、市長の附属機関として、名古屋市いじめ問題再調査委員会（以下「再調査委員会」といいます。）を設置することとなりました。

再調査委員会の所掌事務、組織及び運営について、必要な事項を条例により規定するものです。

2 施行期日

公布の日から施行します。

3 条例案

別紙のとおり

(案)

令和元年第 号議案

名古屋市いじめ問題再調査委員会条例の制定について

名古屋市いじめ問題再調査委員会条例を次のとおり定めるものとする。

令和元年 9月 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市いじめ問題再調査委員会条例

(設置)

第 1条 本市に市長の附属機関として、名古屋市いじめ問題再調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2条 委員会は、市長の求めに応じて、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第30条第 2項の規定に基づき、名東区に所在する市立中学校の生徒の自死事案に関する事項について調査する。

(組織)

第 3条 委員会は、委員 4人以内をもって組織する。

(委員)

第 4条 委員は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、委嘱された日から第 2条の調査が終了した日までとし、補

欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(調査員)

第 6条 委員の職務の遂行を補助するため、委員会に調査員を置くことができる。

2 第 4条の規定は、調査員について準用する。

(会議)

第 7条 委員会の会議は、委員長がこれを招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 8条 委員会の庶務は、子ども青少年局において行ふ。

(委任)

第 9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、第 2条の調査が終了した日限り、その効力を失う。

(名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成15年名古屋市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

「

61	子どもの権利擁護委員	1時間 10,000円	8級
----	------------	-------------	----

」

を

「

61	子どもの権利擁護委員	1時間 10,000円	8級
61の 2	いじめ問題再調査委員 会		
	委員長	日額 17,600円	8級
	委員及び調査員	日額 15,300円	8級

」

に改める。

(理 由)

この案を提出したのは、名東区に所在する市立中学校の生徒の自死事案に関し、必要な事項を調査させるため、名古屋市いじめ問題再調査委員会を設置する必要があるによる。